

制定 平成29年12月13日 原規放発第17121319号 原子力規制委員会決定
改正 平成30年4月2日 原規放発第18040221号 原子力規制委員会決定

登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点について（原規放発第17121319号（平成29年12月13日原子力規制委員会決定））について次のとおり定める。

平成29年12月13日

原子力規制委員会

登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点についての制定について

登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点についてを別添のとおり定める。

附 則
この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附 則
この規程は、施行の日から施行する。

登録認証機関等における
設計認証業務規程等の審査基準
及び定期講習業務規程の確認の
視点について

原子力規制委員会

目 次

はじめに	1
第 1 章 設計認証業務規程関係	3
第 2 章 検査業務規程関係	9
第 3 章 定期確認業務規程関係	15
第 4 章 運搬物確認業務規程関係	20
第 5 章 濃度確認業務規程関係	26
第 6 章 試験業務規程関係	32
第 7 章 資格講習業務規程関係	39
第 8 章 定期講習業務規程関係	45

はじめに

- 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）においては、平成17年の法改正により、行政の裁量の余地のない形で登録を受けた機関が定型業務を実施する登録機関制度を導入している。同制度において、登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関又は登録資格講習機関（以下「登録認証機関等」という。）は、国が一義的に責任を有する検査・確認等の代行業務を担うことから、登録認証機関等には法の目的である放射線障害の防止を担保すること及び法に基づいて公正に業務を実施することを求めている。
- 登録認証機関等には、法第41条の5第1項等の規定に基づき、業務の実施方法等を設計認証業務規程等に定め、業務の開始前又は設計認証業務規程等を変更しようとするときに、原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。また、法に基づき原子力規制委員会の登録を受けて定期講習を行う登録定期講習機関には、法第41条の38第1項の規定に基づき、定期講習業務の実施方法等を定期講習業務規程に定め、定期講習業務の開始前又は定期講習業務規程を変更しようとするときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 登録認証機関等の設計認証業務規程等及び登録定期講習機関の定期講習業務規程には、登録機関制度を公正かつ適正に運用するため、登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号。以下「機関則」という。）で定める事項を記載することを求めている。
- 原子力規制委員会は、登録認証機関等から設計認証業務規程等の認可申請があれば、当該設計認証業務規程等が、機関則で規定されている登録認証機関等ごとの設計認証業務規程等の記載事項に適合することを審査し、登録定期講習機関から定期講習業務規程の届出があれば、当該定期講習業務規程に、機関則で規定されている登録定期講習機関の定期講習業務規程の記載事項が明記されていることを確認することとしている。

- ✚ このため、審査基準及び確認の視点を明確にするため、登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点を次のとおり定める。

- ✚ なお、登録埋設確認機関における埋設確認業務規程の認可の審査基準については、当面廃棄物埋設の事業が見込まれてないことから、事業が見込まれた段階で具体的に定めることとする。

第1章 設計認証業務規程関係

各号共通事項

- 設計認証業務規程に、法第41条の5第3項に規定されている変更命令の対象となる設計認証等のための審査の公正な実施上不相当と認められる内容が含まれていないこと。
- 機関則第8条に規定した設計認証業務規程の記載事項について、具体的な手順又は方法等を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が設計認証業務規程に明記されていること。

機関則第8条第1号 設計認証業務を行う時間及び休日に関する事項

- 本号では、設計認証業務の実施状態を明らかにするため、登録認証機関（以下この章において「登録機関」という。）が設計認証又は特定設計認証を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）に対して設計認証業務を行う時間及び休日等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 設計認証業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。
 2. 休日に関すること。
 3. 上記に関わらず、所定の業務時間帯以外又は休日に設計認証業務を行う場合に関すること。

機関則第8条第2号 設計認証業務を行う場所に関する事項

- 本号では、設計認証業務の実施状態を明らかにするため、登録機関が申請者に対して設計認証業務を行う場所等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 設計認証業務を行う事業所の所在地に関すること。（法第41条第2項第4号）
 2. 認証機器製造者等が行う放射性同位元素装備機器の検査の実施に係る体制について調査を行う場合、実地の調査を行うこと。（法第12条の3第2項）

機関則第8条第3号 設計認証業務の実施方法に関する事項

- 本号では、設計認証業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、設計認証等のための審査の実施方針、設計認証業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 設計認証等のための審査の実施方針に関すること。
 - (1) 設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行うこと。（法第41条の3第1項）
 - (2) 設計認証等を行うことを拒否するときは、申請者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知すること。（機関則第5条）
 - (3) 公正に設計認証等のための審査を行うこと。（法第41条の3第2項）
 2. 設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）の職務及び責任範囲並びに設計認証業務を行う組織に関すること。
 3. 設計認証の審査対象となる認証の単位及び装備する放射性同位元素の数量に関すること。（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第11条）
 4. 特定設計認証の審査対象となる放射性同位元素装備機器の種類及び認証の単位に関すること。（令第12条及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第12条第1項第3号の放射性同位元素装備機器を指定する告示（平成17年文部科学省告示第93号））
 5. 設計認証業務の実施方法に関すること。
 - (1) 設計認証又は特定設計認証の申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類に関すること。（法第12条の2第3項及び第4項並びに機関則第4条第1項第1号）
 - (2) 申請書及び添付書類の記載事項に疑義等があり、当該書類のみでは、申請に係る設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）並びに使用、保管及び運搬に関する条件が法に定める技術上の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認める場合の対処に関すること。（機関則第4条第1項第2号）
 6. 審査項目（法令に基づき審査する項目）及び審査手法（書面及び必要があると認めるときの実地の調査等）に関すること。

7. 法第12条の3第2項の規定による実地の調査を行う場合は、設計認証員等2名以上によって行うこと。（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第14条の3第4項）
8. 機関則第4条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会に設計認証等結果報告書を提出すること。

機関則第8条第4号 設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置に関する事項

- 本号では、設計認証等のための審査の信頼性を確保するため、継続的に設計認証業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 設計認証業務の品質管理の基本方針に関すること。
 2. 設計認証業務の改善に関すること。
 - (1) 設計認証業務の改善を行う者の職務及び組織に関すること。
 - (2) 設計認証業務の改善の実施に関すること。
 - (3) 設計認証業務の改善の記録に関すること。
 3. 設計認証業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上に関すること。
 4. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関すること。

機関則第8条第5号 設計認証等のための審査に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 本号では、設計認証等のための審査の公正性を確保するため、申請者が納付する手数料の額及び具体的な支払方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 手数料の額に関すること。
 2. 手数料の額の設定根拠（算出根拠）に関すること。
 3. 公益法人にあっては、手数料の額を「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成23年10月総務省。以下「総務省勧告」という。）を踏まえて設定すること。

4. 手数料の収納の方法に関する事。
 - (1) 手数料の請求及び受領の方法に関する事。
 - (2) 手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関する事。

機関則第8条第6号 認証番号の交付に関する事項

- 本号では、設計認証業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、認証番号の交付に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 認証番号の交付の基準に関する事。
 2. 認証番号の交付（再交付を含む。）の内容及びその方法に関する事。
 3. 認証番号の交付の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告する事。

機関則第8条第7号 設計認証員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項

- 本号では、設計認証業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、設計認証員等の選任及び解任の手続、基準並びにその配置に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 設計認証員等の選任、氏名の変更及び解任の届出に関する事。（法第41条の8第1項及び機関則第11条）
 2. 設計認証員等の選任及び解任の基準に関する事。
 3. 設計認証員の人数に関する事。（法第41条第1項第1号）
 4. 設計認証員等の配置に関する事。

機関則第8条第8号 設計認証業務に関する秘密の保持に関する事項

- 本号では、登録機関が設計認証業務において扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関が当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 秘密情報の定義及び秘密情報を取り扱う者の範囲に関すること。(法第41条の9第1項)
2. 秘密情報の取得、利用及び管理等に当たって、秘密を保持するための具体的な措置内容に関すること。

機関則第8条第9号 設計認証業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 登録機関には、法に基づき、設計認証業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、これらを確実に管理するため、具体的な管理方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 設計認証業務に関する帳簿の作成及び備え付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関すること。(法第41条の13及び機関則第13条第2項)
 2. 帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 4. 設計認証業務に関する電磁的記録について保管及び廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関すること。

機関則第8条第10号 財務諸表等の備え付け及び閲覧等の方法に関する事項

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、適正な業務実施状況であることを証明するために、登録機関には、財務諸表等の備え付けの具体的な方法及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対する具体的な対応方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備え置きに関すること。(法第41条の7第1項)
 2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法に関すること。(法第41条の7第2項及び機関則第10条)

機関則第 8 条第 1 1 号 その他設計認証業務の実施に関し必要な事項

- 本号は、機関則第 8 条第 1 号から第 1 0 号までに掲げる記載事項に加えて、設計認証業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにする観点から、記載すべきことがあれば、登録機関の実態に応じて記載することを求めている。
- したがって、本号については、登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて設計認証業務の実施に関する必要な事項が明記されていること。

第2章 検査業務規程関係

各号共通事項

- 検査業務規程に、法第41条の16において読み替えて準用する法第41条の5第3項に規定されている変更命令の対象となる施設検査及び定期検査（以下「施設検査等」という。）の公正な実施上不相当と認められる内容が含まれていないこと。
- 機関則第22条に規定した検査業務規程の記載事項について、具体的な手順又は方法を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が検査業務規程に明記されていること。

機関則第22条第1号 検査業務を行う時間及び休日に関する事項

- 本号では、検査業務の実施状態を明らかにするため、登録検査機関（以下この章において「登録機関」という。）が施設検査等を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）に対して検査業務を行う時間及び休日等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 検査業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。
 2. 休日に関すること。
 3. 上記に関わらず、所定の業務時間帯以外又は休日に検査業務を行う場合に関すること。

機関則第22条第2号 検査業務を行う場所に関する事項

- 本号では、検査業務の実施状態を明らかにするため、登録機関が申請者に対して検査業務を行う場所等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 検査業務を行う事業所の所在地に関すること。（法第41条の16において読み替えて準用する法第41条第2項第4号）
 2. 施設検査等の申請に係る事業所等において実地に行くこと。（機関則第18条第1項第1号イ又は同項第2号イ）

機関則第 22 条第 3 号 検査業務の実施方法に関する事項

- 本号では、検査業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、施設検査等の実施方針、検査業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 施設検査等の実施方針に関すること。
 - (1) 施設検査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、施設検査等を行うこと。（法第 41 条の 16 において読み替えて準用する法第 41 条の 3 第 1 項）
 - (2) 施設検査等を行うことを拒否するときは、申請者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知すること。（機関則第 19 条）
 - (3) 公正に施設検査等を行うこと。（法第 41 条の 16 において読み替えて準用する法第 41 条の 3 第 2 項）
2. 検査員又は主任検査員（以下「検査員等」という。）の職務及び責任範囲並びに検査業務を行う組織に関すること。
3. 検査業務の対象となる放射性同位元素の数量又は放射線発生装置の種類に関すること。（法第 12 条の 8 第 1 項及び第 2 項並びに令第 13 条）
4. 検査業務の実施方法に関すること。
 - (1) 施設検査又は定期検査の申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類に関すること。（機関則第 18 条第 1 項第 1 号イ又は同項第 2 号イ、規則第 14 条の 14 第 2 項又は規則第 14 条の 15 及び規則第 14 条の 17 第 2 項又は規則第 14 条の 18）
 - (2) 施設検査にあつては、申請書及び添付書類の記載事項に疑義等があり、当該書類のみでは、使用施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が許可又は変更の許可の内容に適合しているかどうかの判断ができないと認める場合の対処に関すること。（機関則第 18 条第 1 項第 1 号ロ）
 - (3) 定期検査にあつては、申請書及び添付書類の記載事項に疑義等があり、当該書類のみでは、使用施設等又は廃棄物詰替施設等が法に定める技術上の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認める場合の対処に関すること。（機関則第 18 条第 1 項第 2 号ロ）
5. 検査項目（対象施設）及び検査手法（外観検査、記録検査及び実測等）に関すること。

6. 機関則第18条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会に施設検査等結果報告書を提出すること。

機関則第22条第4号 施設検査等の信頼性を確保するための措置に関する事項

- 本号では、施設検査等の信頼性を確保するため、継続的に検査業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 検査業務の品質管理の基本方針に関すること。
 2. 検査業務の改善に関すること。
 - (1) 検査業務の改善を行う者の職務及び組織に関すること。
 - (2) 検査業務の改善の実施に関すること。
 - (3) 検査業務の改善の記録に関すること。
 3. 検査業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上に関すること。
 4. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関すること。

機関則第22条第5号 施設検査等に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 本号では、施設検査等の公正性を確保するため、申請者が納付する手数料の額及び具体的な支払方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 手数料の額に関すること。
 2. 手数料の額の設定根拠（算出根拠）に関すること。
 3. 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額を設定すること。
 4. 手数料の収納の方法に関すること。
 - (1) 手数料の請求及び受領の方法に関すること。
 - (2) 手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関すること。

機関則第 2 2 条第 6 号 施設検査合格証又は定期検査合格証の交付に関する事項

- 本号では、検査業務が公正かつ適正に実施されていることを明らかにするため、施設検査合格証又は定期検査合格証（以下この号において単に「合格証」という。）の交付に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 施設検査又は定期検査の合格の基準に関すること。
 2. 合格証の交付に関すること。（規則第 1 4 条の 1 6 又は規則第 1 4 条の 1 9）
 3. 施設検査及び定期検査の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告すること。なお、施設等に不備等があり、許可若しくは変更の許可の内容に適合していない又は法に定める技術上の基準に適合していないと認められる場合にあっては、その理由及び是正の見通しについて報告すること。
 4. 合格証の再交付（再交付に係る手数料を含む。）に関すること。

機関則第 2 2 条第 7 号 検査員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項

- 本号では、検査業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、検査員等の選任及び解任の手續、基準並びにその配置に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 検査員等の選任、氏名の変更及び解任の届出に関すること。（法第 4 1 条の 1 6 において読み替えて準用する法第 4 1 条の 8 第 1 項及び機関則第 2 5 条）
 2. 検査員等の選任及び解任の基準に関すること。
 3. 検査員の人数に関すること。（法第 4 1 条の 1 6 において読み替えて準用する法第 4 1 条第 1 項第 1 号）
 4. 検査員等の配置に関すること。

機関則第 2 2 条第 8 号 検査業務に関する秘密の保持に関する事項

- 本号では、登録機関が検査業務において扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関が当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 秘密情報の定義及び秘密情報を取り扱う者の範囲に関すること。(法第 4 1 条の 1 6 において読み替えて準用する法第 4 1 条の 9 第 1 項)
 2. 秘密情報の取得、利用及び管理等に当たって、秘密を保持するための具体的な措置内容に関すること。

機関則第 2 2 条第 9 号 検査業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 登録機関には、法に基づき、検査業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、これらを確実に管理するため、具体的な管理方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 検査業務に関する帳簿の作成及び備え付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関すること。(法第 4 1 条の 1 6 において読み替えて準用する法第 4 1 条の 1 3 及び機関則第 2 7 条第 2 項)
 2. 帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 4. 検査業務に関する電磁的記録について保管及び廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関すること。

機関則第 2 2 条第 1 0 号 財務諸表等の備え付け及び閲覧等の方法に関する事項

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、適正な業務実施状況であることを証明するために、登録機関には、財務諸表等の備え付けの具体的な方法及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対する具体的な対応方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備え置きに関する事。 (法第41条の16において読み替えて準用する法第41条の7第1項)
2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法に関する事。 (法第41条の16において読み替えて準用する法第41条の7第2項及び機関則第24条)

機関則第22条第11号 その他検査業務の実施に関し必要な事項

- 本号は、機関則第22条第1号から第10号までに掲げる記載事項に加えて、検査業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにする観点から、記載すべきことがあれば、登録機関の実態に応じて記載することを求めている。
- したがって、本号については、登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて検査業務の実施に関する必要な事項が明記されていること。

第3章 定期確認業務規程関係

各号共通事項

- 定期確認業務規程に、法第41条の18において読み替えて準用する法第41条の5第3項に規定されている変更命令の対象となる定期確認の公正な実施上不適当と認められる内容が含まれていないこと。
- 機関則第36条に規定した定期確認業務規程の記載事項について、具体的な手順又は方法を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が定期確認業務規程に明記されていること。

機関則第36条第1号 定期確認業務を行う時間及び休日に関する事項

- 本号では、定期確認業務の実施状態を明らかにするため、登録定期確認機関（以下この章において「登録機関」という。）が定期確認を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）に対して定期確認業務を行う時間及び休日等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期確認業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。
 2. 休日に関すること。
 3. 上記に関わらず、所定の業務時間帯以外又は休日に定期確認業務を行う場合に関すること。

機関則第36条第2号 定期確認業務を行う場所に関する事項

- 本号では、定期確認業務の実施状態を明らかにするため、登録機関が申請者に対して定期確認業務を行う場所等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期確認業務を行う事業所の所在地に関すること。（法第41条の18において読み替えて準用する法第41条第2項第4号）
 2. 定期確認の申請に係る事業所等において実地に行くこと。（機関則第32条第1項第1号）

機関則第36条第3号 定期確認業務の実施方法に関する事項

- 本号では、定期確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、定期確認の実施方針、定期確認業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 定期確認の実施方針に関すること。
 - (1) 定期確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、定期確認を行うこと。（法第41条の18において読み替えて準用する法第41条の3第1項）
 - (2) 定期確認を行うことを拒否するときは、申請者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知すること。（機関則第33条）
 - (3) 公正に定期確認を行うこと。（法第41条の18において読み替えて準用する法第41条の3第2項）
2. 定期確認員又は主任定期確認員（以下「定期確認員等」という。）の職務及び責任範囲並びに定期確認業務を行う組織に関すること。
3. 定期確認業務の実施方法に関すること。
 - (1) 定期確認の申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類に関すること。（機関則第32条第1項第1号及び規則第14条の20第2項）
 - (2) 記録又は帳簿の記載事項に疑義等があるときの対処に関すること。（機関則第32条第1項第2号）
4. 確認項目（法令に基づき確認する項目）及び確認手法（目視、聞き取り及び記録確認等）に関すること。
5. 機関則第32条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会に定期確認結果報告書を提出すること。

機関則第36条第4号 定期確認の信頼性を確保するための措置に関する事項

- 本号では、定期確認の信頼性を確保するため、継続的に定期確認業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 定期確認業務の品質管理の基本方針に関すること。
2. 定期確認業務の改善に関すること。
 - (1) 定期確認業務の改善を行う者の職務及び組織に関すること。

- (2) 定期確認業務の改善の実施に関する事。
- (3) 定期確認業務の改善の記録に関する事。
3. 定期確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上に関する事。
4. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する事。

機関則第36条第5号 定期確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 本号では、定期確認の公正性を確保するため、申請者が納付する手数料の額及び具体的な支払方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 手数料の額に関する事。
 2. 手数料の額の設定根拠（算出根拠）に関する事。
 3. 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額を設定すること。
 4. 手数料の収納の方法に関する事。
 - (1) 手数料の請求及び受領の方法に関する事。
 - (2) 手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関する事。

機関則第36条第6号 定期確認証の交付に関する事項

- 本号では、定期確認業務が公正かつ適正に実施されていることを明らかにするため、定期確認証（以下この号において単に「確認証」という。）の交付に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期確認の基準に関する事。
 2. 確認証の交付に関する事。（規則第14条の21）
 3. 定期確認の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告すること。なお、記録又は帳簿の記載事項に不備等があり、法に定める測定及び記帳の基準に適合していないと認められる場合にあつては、その理由及び是正の見通しについて報告すること。
 4. 確認証の再交付（再交付に係る手数料を含む。）に関する事。

機関則第36条第7号 定期確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項

- 本号では、定期確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、定期確認員等の選任及び解任の手続、基準並びにその配置に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期確認員等の選任、氏名の変更及び解任の届出に関すること。（法第41条の18において読み替えて準用する法第41条の8第1項及び機関則第39条）
 2. 定期確認員等の選任及び解任の基準に関すること。
 3. 定期確認員の人数に関すること。（法第41条の18において読み替えて準用する法第41条第1項第1号）
 4. 定期確認員等の配置に関すること。

機関則第36条第8号 定期確認業務に関する秘密の保持に関する事項

- 本号では、登録機関が定期確認業務において扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関が当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 秘密情報の定義及び秘密情報を取り扱う者の範囲に関すること。（法第41条の18において読み替えて準用する法第41条の9第1項）
 2. 秘密情報の取得、利用及び管理等に当たって、秘密を保持するための具体的な措置内容に関すること。

機関則第36条第9号 定期確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 登録機関には、法に基づき、定期確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、これらを確実に管理するため、具体的な管理方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 定期確認業務に関する帳簿の作成及び備え付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関する事。 (法第41条の18において読み替えて準用する法第41条の13及び機関則第41条第2項)
2. 帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関する事。
3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関する事。
4. 定期確認業務に関する電磁的記録について保管及び廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関する事。

機関則第36条第10号 財務諸表等の備え付け及び閲覧等の方法に関する事項

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、適正な業務実施状況であることを証明するために、登録機関には、財務諸表等の備え付けの具体的な方法及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対する具体的な対応方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備え置きに関する事。 (法第41条の18において読み替えて準用する法第41条の7第1項)
 2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法に関する事。 (法第41条の18において読み替えて準用する法第41条の7第2項及び機関則第38条)

機関則第36条第11号 その他定期確認業務の実施に関し必要な事項

- 本号は、機関則第36条第1号から第10号までに掲げる記載事項に加えて、定期確認業務が公正かつ適正に実施されていることを明らかにする観点から、記載すべきことがあれば、登録機関の実態に応じて記載することを求めている。
- したがって、本号については、登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて定期確認業務の実施に関する必要な事項が明記されていること。

第4章 運搬物確認業務規程関係

各号共通事項

- 運搬物確認業務規程に、法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の5第3項に規定されている変更命令の対象となる運搬物確認の公正な実施上不適当と認められる内容が含まれていないこと。
- 機関則第50条に規定した運搬物確認業務規程の記載事項について、具体的な手順又は方法等を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が運搬物確認業務規程に明記されていること。

機関則第50条第1号 運搬物確認業務を行う時間及び休日に関する事項

- 本号では、運搬物確認業務の実施状態を明らかにするため、登録運搬物確認機関（以下この章において「登録機関」という。）が運搬物確認を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）に対して運搬物確認業務を行う時間及び休日等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 運搬物確認業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。
 2. 休日に関すること。
 3. 上記に関わらず、所定の業務時間帯以外又は休日に運搬物確認業務を行う場合に関すること。

機関則第50条第2号 運搬物確認業務を行う場所に関する事項

- 本号では、運搬物確認業務の実施状態を明らかにするため、登録機関が申請者に対して運搬物確認業務を行う場所等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 運搬物確認業務を行う事業所の所在地に関すること。（法第41条の22において読み替えて準用する法第41条第2項第4号）
 2. 運搬物確認の申請に係る運搬物の発送場所において実地に行くこと。（機関則第46条第1項第1号口及び同項第2号口）

機関則第50条第3号 運搬物確認業務の実施方法に関する事項

- 本号では、運搬物確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、運搬物確認の実施方針、運搬物確認業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 運搬物確認の実施方針に関すること。
 - (1) 運搬物確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、運搬物確認を行うこと。（法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の3第1項）
 - (2) 運搬物確認を行うことを拒否するときは、申請者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知すること。（機関則第47条）
 - (3) 公正に運搬物確認を行うこと。（法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の3第2項）
2. 運搬物確認員又は主任運搬物確認員（以下「運搬物確認員等」という。）の職務及び責任範囲並びに運搬物確認業務を行う組織に関すること。
3. 運搬物確認業務の実施方法に関すること。
 - (1) 運搬物確認の申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類に関すること。（機関則第46条第1項第1号イ及び同項第2号イ並びに規則第18条の15第4項）
 - (2) 1ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物確認にあつては、機関則第46条第1項第1号本文のただし書きに関すること。
4. 確認項目（法令に基づき確認する項目）及び確認手法（運搬物確認申請書及び添付書類の確認並びに運搬物の発送場所における目視及び測定等による確認）に関すること。
5. 機関則第46条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会に運搬物確認結果報告書を提出すること。

機関則第50条第4号 運搬物確認の信頼性を確保するための措置に関する事項

- 本号では、運搬物確認の信頼性を確保するため、継続的に運搬物確認業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 運搬物確認業務の品質管理の基本方針に関する事。
2. 運搬物確認業務の改善に関する事。
 - (1) 運搬物確認業務の改善を行う者の職務及び組織に関する事。
 - (2) 運搬物確認業務の改善の実施に関する事。
 - (3) 運搬物確認業務の改善の記録に関する事。
3. 運搬物確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上に関する事。
4. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する事。

機関則第50条第5号 運搬物確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 本号では、運搬物確認の公正性を確保するため、申請者が納付する手数料の額及び具体的な支払方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 手数料の額に関する事。
 2. 手数料の額の設定根拠（算出根拠）に関する事。
 3. 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額を設定すること。
 4. 手数料の収納の方法に関する事。
 - (1) 手数料の請求及び受領の方法に関する事。
 - (2) 手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関する事。

機関則第50条第6号 運搬確認証の交付に関する事項

- 本号では、運搬物確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、運搬確認証（以下この号において単に「確認証」という。）の交付に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 運搬物確認の基準に関する事。
 2. 確認証の交付に関する事。（規則第18条の16）
 3. 運搬物確認の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告すること。なお、申請書及び添付書類の内容と異なるなどの不備がある場合又は法に

定める運搬の技術上の基準に適合していないと認められる場合、かつ、放射線障害の防止上緊急に対応を要する場合にあっては、その旨及びその対処について報告すること。

4. 確認証の再交付（再交付に係る手数料を含む。）に関すること。

機関則第50条第7号 運搬物確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項

- 本号では、運搬物確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、運搬物確認員等の選任及び解任の手続、基準並びにその配置に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 運搬物確認員等の選任、氏名の変更及び解任の届出に関すること。（法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の8第1項及び機関則第53条）
 2. 運搬物確認員等の選任及び解任の基準に関すること。
 3. 運搬物確認員の人数に関すること。（法第41条の22において読み替えて準用する法第41条第1項第1号）
 4. 運搬物確認員等の配置に関すること。

機関則第50条第8号 運搬物確認業務に関する秘密の保持に関する事項

- 本号では、登録機関が運搬物確認業務において扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関が当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 秘密情報の定義及び秘密情報を取り扱う者の範囲に関すること。（法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の9第1項）
 2. 秘密情報の取得、利用及び管理等に当たって、秘密を保持するための具体的な措置内容に関すること。

機関則第50条第9号 運搬物確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、これらを確実に管理するため、具体的な管理方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 運搬物確認業務に関する帳簿の作成及び備え付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関すること。(法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の13及び機関則第55条第2項)
 2. 帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 4. 運搬物確認業務に関する電磁的記録について保管及び廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関すること。

機関則第50条第10号 財務諸表等の備え付け及び閲覧等の方法に関する事項

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、適正な業務実施状況であることを証明するために、登録機関には、財務諸表等の備え付けの具体的な方法及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対する具体的な対応方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備え置きに関すること。(法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の7第1項)
 2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法に関すること。(法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の7第2項及び機関則第52条)

機関則第50条第11号 その他運搬物確認業務の実施に関し必要な事項

- 本号は、機関則第50条第1号から第10号までに掲げる記載事項に加えて、運搬物確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにする観点から、記載すべきことがあれば、登録機関の実態に応じて記載することを求めている。
- したがって、本号については、登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて運搬物確認業務の実施に関する必要な事項が明記されていること。

第5章 濃度確認業務規程関係

各号共通事項

- 濃度確認業務規程に、法第41条の26において読み替えて準用する法第41条の5第3項に規定されている変更命令の対象となる濃度確認の公正な実施上不適当と認められる内容が含まれていないこと。
- 機関則第78条に規定した濃度確認業務規程の記載事項について、具体的な手順又は方法等を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が濃度確認業務規程に明記されていること。

機関則第78条第1号 濃度確認業務を行う時間及び休日に関する事項

- 本号では、濃度確認業務の実施状態を明らかにするため、登録濃度確認機関（以下この章において「登録機関」という。）が濃度確認を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）に対して濃度確認業務を行う時間及び休日等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 濃度確認業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。
 2. 休日に関すること。
 3. 上記に関わらず、所定の業務時間帯以外又は休日に濃度確認業務を行う場合に関すること。

機関則第78条第2号 濃度確認業務を行う場所に関する事項

- 本号では、濃度確認業務の実施状態を明らかにするため、登録機関が申請者に対して濃度確認業務を行う場所等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 濃度確認業務を行う事業所の所在地に関すること。（法第41条の26において読み替えて準用する法第41条第2項第4号）
 2. 濃度確認の申請に係る事業所等において実地に行くこと。（機関則第74条第1項第1号）

機関則第 78 条第 3 号 濃度確認業務の実施方法に関する事項

- 本号では、濃度確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、濃度確認の実施方針、濃度確認業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 濃度確認の実施方針に関すること。
 - (1) 濃度確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、濃度確認を行うこと。（法第 41 条の 26 において読み替えて準用する法第 41 条の 3 第 1 項）
 - (2) 濃度確認を行うことを拒否するときは、申請者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知すること。（機関則第 75 条）
 - (3) 公正に濃度確認を行うこと。（法第 41 条の 26 において読み替えて準用する法第 41 条の 3 第 2 項）
2. 濃度確認員又は主任濃度確認員（以下「濃度確認員等」という。）の職務及び責任範囲並びに濃度確認業務を行う組織に関すること。
3. 濃度確認業務の実施方法に関すること。
 - (1) 濃度確認の申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類に関すること。（機関則第 74 条第 1 項第 1 号及び規則第 29 条の 3 第 3 項）
 - (2) 申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が認可を受けた方法に従い行われたかどうか又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度が法に定める基準を超えていないかどうかの判断ができないと認める場合の対処に関すること。（機関則第 74 条第 1 項第 2 号）
4. 確認項目（法令に基づき確認する項目）及び確認手法（濃度確認申請書及び添付書類の確認、実地における確認及び記録確認等）に関すること。
5. 機関則第 74 条第 2 項の規定に基づき、原子力規制委員会に濃度確認結果報告書を提出すること。

機関則第 78 条第 4 号 濃度確認の信頼性を確保するための措置に関する事項

- 本号では、濃度確認の信頼性を確保するため、継続的に濃度確認業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 濃度確認業務の品質管理の基本方針に関する事。
2. 濃度確認業務の改善に関する事。
 - (1) 濃度確認業務の改善を行う者の職務及び組織に関する事。
 - (2) 濃度確認業務の改善の実施に関する事。
 - (3) 濃度確認業務の改善の記録に関する事。
3. 濃度確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上に関する事。
4. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する事。

機関則第78条第5号 濃度確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 本号では、濃度確認の公正性を確保するため、申請者が納付する手数料の額及び具体的な支払方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 手数料の額に関する事。
 2. 手数料の額の設定根拠（算出根拠）に関する事。
 3. 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額を設定すること。
 4. 手数料の収納の方法に関する事。
 - (1) 手数料の請求及び受領の方法に関する事。
 - (2) 手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関する事。

機関則第78条第6号 濃度確認証の交付に関する事項

- 本号では、濃度確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、濃度確認証（以下この号において単に「確認証」という。）の交付に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 濃度確認の基準に関する事。
 2. 確認証の交付に関する事。（規則第29条の5）
 3. 濃度確認の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告すること。なお、実際の測定及び評価の方法等に不備等があり、認可を受けた測定及び評

- 価の方法に適合していないと認められる場合又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度が法に定める基準を超えていると認められる場合にあっては、その理由及び是正の見通しについて報告すること。
4. 確認証の再交付（再交付に係る手数料を含む。）に関すること。

機関則第78条第7号 濃度確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項

- 本号では、濃度確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、濃度確認員等の選任及び解任の手続、基準並びにその配置に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 濃度確認員等の選任、氏名の変更及び解任の届出に関すること。（法第41条の26において読み替えて準用する法第41条の8第1項及び機関則第81条）
 2. 濃度確認員等の選任及び解任の基準に関すること。
 3. 濃度確認員の人数に関すること。（法第41条の26において読み替えて準用する法第41条第1項第1号）
 4. 濃度確認員等の配置に関すること。

機関則第78条第8号 濃度確認業務に関する秘密の保持に関する事項

- 本号では、登録機関が濃度確認業務において扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関が当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 秘密情報の定義及び秘密情報を取り扱う者の範囲に関すること。（法第41条の26において読み替えて準用する法第41条の9第1項）
 2. 秘密情報の取得、利用及び管理等に当たって、秘密を保持するための具体的な措置内容に関すること。

機関則第78条第9号 濃度確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、これらを確実に管理するため、具体的な管理方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 濃度確認業務に関する帳簿の作成及び備え付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関すること。(法第41条の26において読み替えて準用する法第41条の13及び機関則第83条第2項)
 2. 帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 4. 濃度確認業務に関する電磁的記録について保管及び廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関すること。

機関則第78条第10号 財務諸表等の備え付け及び閲覧等の方法に関する事項

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、適正な業務実施状況であることを証明するために、登録機関には、財務諸表等の備え付けの具体的な方法及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対する具体的な対応方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備え置きに関すること。(法第41条の26において読み替えて準用する法第41条の7第1項)
 2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法に関すること。(法第41条の26において読み替えて準用する法第41条の7第2項及び機関則第80条)

機関則第 78 条第 11 号 その他濃度確認業務の実施に関し必要な事項

- 本号は、機関則第 78 条第 1 号から第 10 号までに掲げる記載事項に加えて、濃度確認業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにする観点から、記載すべきことがあれば、登録機関の実態に応じて記載することを求めている。
- したがって、本号については、登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて濃度確認業務の実施に関する必要な事項が明記されていること。

第6章 試験業務規程関係

各号共通事項

- 試験業務規程に、法第41条の30において読み替えて準用する法第41条の5第3項に規定されている変更命令の対象となる試験の公正な実施上不適当と認められる内容が含まれていないこと。
- 機関則第92条に規定した試験業務規程の記載事項について、具体的な手順又は方法等を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が試験業務規程に明記されていること。

機関則第92条第1号 試験業務を行う時間及び休日に関する事項

- 本号では、試験業務の実施状態を明らかにするため、登録試験機関（以下この章において「登録機関」という。）が試験を受けようとする者に対して試験業務を行う時間及び休日等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 試験業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。
 2. 休日に関すること。
 3. 上記に関わらず、所定の業務時間帯以外又は休日に試験業務を行う場合に関すること。

機関則第92条第2号 試験業務を行う場所及び試験地に関する事項

- 本号では、試験業務の実施状態を明らかにするため、登録機関が試験を受けようとする者に対して試験業務を行う場所及び試験地等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 試験業務を行う事業所の所在地に関すること。（法第41条の30において読み替えて準用する法第41条第2項第4号）
 2. 試験地及び試験地の選定方法に関すること。

機関則第92条第3号 試験業務の実施方法に関する事項

- 本号では、試験業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、試験の実施方針、試験業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 試験の実施方針に関すること。
 - (1) 試験の目的に関すること。(法第35条第7項)
 - (2) 法に定める試験の実施細目に従い、公正に試験を行うこと。(法第41条の29第2項)
 - (3) 試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を実施しないこと。(機関則第88条第5号)
 2. 試験委員、試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務に携わる役員又は職員の職務及び責任範囲並びに試験業務を行う組織（試験業務の管理を行う専任の部門を含む。）に関すること。(法第41条の28第3号、法第41条の29第1項及び機関則第88条第2号)
 3. 試験問題の作成を試験委員が行うに当たって、及び受験者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を試験委員が行うに当たって、必要な事項を審議するための会議体を設ける場合には、その位置付け、審議事項の範囲及び構成員等に関すること。
 4. 試験の実施回数に関すること。(規則第34条)
 5. 試験の種類ごとの試験課目に関すること。(法第35条第7項並びに規則第31条の2及び規則別表第2)
 6. 試験を実施する日時、場所その他試験を実施するに当たって必要な事項を原子力規制委員会に連絡すること。
 7. 機関則第89条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会に試験結果報告書を提出すること。

機関則第92条第4号 試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

- 本号では、試験業務の信頼性を確実に確保するため、試験業務の管理に関する文書を作成すること、試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと、継続的に試験業務の品質を維持し改善すること及び試験に関する不正行為を防止するための措置を講じることなどを記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 試験業務の品質管理の基本方針に関すること。
2. 試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成に関すること。（法第41条の29第1項及び機関則第88条第1号）
3. 試験業務の改善に関すること。
 - (1) 試験業務の改善を行う者の職務及び組織に関すること。試験業務の管理を行う専任の部門を置くことを含む。（法第41条の29第1項及び機関則第88条第2号）
 - (2) 試験業務の改善の実施に関すること。
 - (3) 試験業務の改善の記録に関すること。
4. 試験業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上に関すること。
5. 試験に関する不正行為（不正行為の定義を含む。）を防止するための具体的な措置に関すること。（法第41条の29第1項及び機関則第88条第3号）
6. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関すること。

機関則第92条第5号 試験の受験の申込みに関する事項

- 本号では、試験業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、試験を受けようとする者による試験の申込みに関する具体的な手続を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 試験を受けようとする者が登録試験機関に提出する放射線取扱主任者試験受験申込書（以下この号において単に「受験申込書」という。）及び写真の添付に関すること。（法第35条第9項及び規則第35条）
 2. 受験案内の作成に関すること。なお、受験案内には、試験の種類ごとに、以下の事項が含まれていること。
 - 試験の実施年月日
 - 試験課目及び時間割
 - 試験地
 - 申込み方法（申込み期間等を含む。）
 - 受験手数料の額及びその収納方法
 - 試験方法（試験当日の注意事項等を含む。）
 - 受験資格

- 合格発表の時期及び発表方法
 - 受験申込書の提出先
3. 受験申込書及び受験案内の配付に関する事。
 4. 受験申込者への受験票の送付（再送付を含む。）に関する事。

機関則第92条第6号 試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 本号では、試験の公正性を確保するため、試験を受けようとする者が納付する受験手数料の額及び具体的な支払方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 受験手数料の額に関する事。
 2. 受験手数料の額の設定根拠（算出根拠）に関する事。
 3. 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、受験手数料の額を設定すること。
 4. 試験の受験手数料の収納の方法に関する事。
 - (1) 受験手数料の請求及び受領の方法に関する事。
 - (2) 受験手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関する事。

機関則第92条第7号 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項

- 本号では、試験の問題の作成が公正かつ適正に実施され、試験の合否判定が公正に実施されることを明らかにするため、これらの具体的な方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 試験の問題作成及び試験の合否判定を行う組織並びに試験委員の職務に関する事。（法第41条の28第2号）
 2. 試験の問題作成並びに試験の合否判定の方針、基準及び方法に関する事。
 3. 所定の試験を受験しなかった者及び試験で不合格となった者への対応に関する事。

機関則第 9 2 条第 8 号 終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項

- 本号では、終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、これらの具体的な方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に当たって、公表の内容及び方法に関すること。(法第 4 1 条の 2 9 第 1 項及び機関則第 8 8 条第 4 号)

機関則第 9 2 条第 9 号 試験委員の選任及び解任に関する事項

- 本号では、試験業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、試験委員の選任及び解任の手続並びに基準等に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 試験委員の選任、氏名の変更、担当する試験の課目の変更及び解任の届出に関すること。(法第 4 1 条の 3 0 において読み替えて準用する法第 4 1 条の 8 第 1 項及び機関則第 9 5 条)
 2. 試験委員の選任及び解任の基準に関すること。
 3. 試験委員の人数に関すること。(法第 4 1 条の 2 8 第 1 項第 2 号)
 4. 試験の課目ごとの試験委員の配置に関すること。

機関則第 9 2 条第 1 0 号 試験業務に関する秘密の保持に関する事項

- 本号では、登録機関が試験業務において扱う情報には、試験を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合もあることから、登録機関が当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 秘密情報の定義及び秘密情報を取り扱う者の範囲に関すること。(法第 4 1 条の 3 0 において読み替えて準用する法第 4 1 条の 9 第 1 項)
 2. 秘密情報の取得、利用及び管理等に当たって、秘密を保持するための具体的な措置内容に関する。

機関則第 9 2 条第 1 1 号 不正受験者の処分に関する事項

- 本号では、試験業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、不正受験者に対する具体的な処分内容等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 不正受験の定義に関すること。
 2. 不正受験者への処分内容に関すること。
 3. 試験実施中に限らず、試験開始前及び試験終了後に不正受験が判明した場合の対応に関すること。

機関則第 9 2 条第 1 2 号 試験業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 登録機関には、法に基づき、試験業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。帳簿及び書類には、試験を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、これらを確実に管理するため、具体的な管理方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 試験業務に関する帳簿の作成及び備え付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関すること。(法第 4 1 条の 3 0 において読み替えて準用する法第 4 1 条の 1 3 及び機関則第 9 6 条第 2 項)
 2. 帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関すること。
 4. 試験業務に関する電磁的記録について保管及び廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関すること。

機関則第 9 2 条第 1 3 号 財務諸表等の備え付け及び閲覧等の方法に関する事項

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、適正な業務実施状況であることを証明するために、登録機関には、財務諸表等の備え付けの具体的な方法及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対する具体的な対応方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備え置きに関すること。(法第41条の30において読み替えて準用する法第41条の7第1項)
2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法に関すること。(法第41条の30において読み替えて準用する法第41条の7第2項及び機関則第94条)

機関則第92条第14号 その他試験業務の実施に関し必要な事項

- 本号は、機関則第92条第1号から第13号までに掲げる記載事項に加えて、試験業務が公正かつ適正に行われることを明らかにする観点から、記載すべきことがあれば、登録機関の実態に応じて記載することを求めている。
- したがって、本号については、登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて試験業務の実施に関する必要な事項が明記されていること。

第7章 資格講習業務規程関係

各号共通事項

- 資格講習業務規程に、法第41条の34において読み替えて準用する法第41条の5第3項に規定されている変更命令の対象となる資格講習の公正な実施上不適当と認められる内容が含まれていないこと。
- 機関則第104条に規定した資格講習業務規程の記載事項について、具体的な手順又は方法等を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が資格講習業務規程に明記されていること。

機関則第104条第1号 資格講習業務を行う時間及び休日に関する事項

- 本号では、資格講習業務の実施状態を明らかにするため、登録資格講習機関（以下この章において「登録機関」という。）が資格講習を受けようとする者に対して資格講習業務を行う時間及び休日等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 資格講習業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。
 2. 休日に関すること。
 3. 上記に関わらず、所定の業務時間帯以外又は休日に資格講習業務を行う場合に関すること。

機関則第104条第2号 資格講習業務を行う場所及び資格講習の実施場所に関する事項

- 本号では、資格講習業務の実施状態を明らかにするため、登録機関が資格講習を受けようとする者に対して資格講習業務を行う場所等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 資格講習業務を行う事業所の所在地に関すること。（法第41条の34において読み替えて準用する法第41条第2項第4号）
 2. 資格講習の実施場所に関すること。

機関則第104条第3号 資格講習業務の実施方法に関する事項

- 本号では、資格講習業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、資格講習の実施方針、資格講習業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 - 1. 資格講習の実施方針に関すること。
 - (1) 資格講習の目的に関すること。
 - (2) 法に定める資格講習の実施細目に従い、公正に資格講習を行うこと。
(法第41条の33)
 - 2. 講師、資格講習業務に携わる役員又は職員の職務及び責任範囲並びに資格講習業務を行う組織に関すること。
 - 3. 資格講習の種類ごとの課目に関すること。(法第35条第8項並びに規則第31条の3及び規則別表第3)
 - 4. 資格講習の種類ごとの資格講習の課目及び課目に応じた時間数に関すること。(法第35条第9項、規則第35条の8及び講習の時間数等を定める告示(平成17年文部科学省告示第95号。以下「講習時間数告示」という。)第2条)
 - 5. 資格講習に用いる教材の作成及び定期的な見直しの方法に関すること。
 - 6. 機関則第101条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会に資格講習結果報告書を提出すること。

機関則第104条第4号 資格講習業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

- 本号では、資格講習業務の信頼性を確保するため、継続的に資格講習業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 - 1. 資格講習業務の品質管理の基本方針に関すること。
 - 2. 資格講習業務の改善に関すること。
 - (1) 資格講習業務の改善を行う者の職務及び組織に関すること。
 - (2) 資格講習業務の改善の実施に関すること。
 - (3) 資格講習業務の改善の記録に関すること。
 - 3. 資格講習業務上必要な知識の習得及び力量の維持向上に関すること。

4. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関すること。

機関則第104条第5号 資格講習の受講の申込みに関する事項

- 本号では、資格講習業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、資格講習を受けようとする者による資格講習の申込みに関する具体的な手続を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 資格講習を受けようとする者が登録資格講習機関に提出する放射線取扱主任者講習受講申込書及び添付書類に関すること。（法第35条第9項及び規則第35条の5第2項）
 2. 受講申込者への受講票の送付（再送付を含む。）に関すること。
 3. 受講申込者の定員に関すること。

機関則第104条第6号 資格講習の受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 本号では、資格講習の公正性を確保するため、資格講習を受けようとする者が納付する受講手数料の額及び具体的な支払方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 受講手数料の額に関すること。
 2. 受講手数料の額の設定根拠（算出根拠）に関すること。
 3. 公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、受講手数料の額を設定すること。
 4. 受講手数料の収納の方法に関すること。
 - (1) 受講手数料の請求及び受領の方法に関すること。
 - (2) 受講手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関すること。

機関則第104条第7号 資格講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備に関する事項

- 本号では、資格講習業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、資格講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備の内容並びにこれらの維持及び管理に関することを記載することを求めている。

- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 資格講習に用いる放射線施設に関すること。
 2. 資格講習に用いる機械、器具その他の設備（放射線測定器を含む。）の種類及び台数（個数）に関すること。
 3. 上記1. ～2. の維持及び管理に関すること。

機関則第104条第8号 資格講習の講習修了証の交付に関する事項

- 本号では、資格講習の講習修了証の交付が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、講習修了証の交付に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 資格講習の修了の要件に関すること。
 - (1) 資格講習の履修状況の確認（実務に関する課目にあつては、実習レポートの提出確認及び評価を含む。）に関すること。
 - (2) 修了試験（受験資格、試験の実施方法、試験問題の作成方法及び試験の合否判定の基準を含む。）に関すること。（法第35条第9項、規則第35条の8及び講習時間数告示第3条）
 2. 所定の講習を受講しなかった者及び修了試験で不合格となった者への対応に関すること。
 3. 講習修了証の交付の内容及びその方法に関すること。（法第35条第9項及び規則第35条の6）
 4. 講習修了証の再交付の内容及びその方法（講習を修了した者であることの確認の方法及び再交付に係る手数料を含む。）に関すること。（法第35条第9項並びに規則第35条の7第3項及び第4項）

機関則第104条第9号 講師の選任及び解任に関する事項

- 本号では、資格講習業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、講師の選任及び解任の手續並びに基準等に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 講師の選任、氏名の変更、担当する資格講習の課目の変更及び解任の届出に関する事。 (法第41条の34において読み替えて準用する法第41条の8第1項及び機関則第107条)
2. 講師の選任及び解任の基準に関する事。

機関則第104条第10号 資格講習業務に関する秘密の保持に関する事項

- 本号では、登録機関が資格講習業務において扱う情報には、資格講習を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合もあることから、登録機関が当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 秘密情報の定義及び秘密情報を取り扱う者の範囲に関する事。 (法第41条の34において読み替えて準用する法第41条の9第1項)
 2. 秘密情報の取得、利用及び管理等に当たって、秘密を保持するための具体的な措置内容に関する事。

機関則第104条第11号 資格講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 登録機関には、法に基づき、資格講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。帳簿及び書類には資格講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、これらを確実に管理するため、具体的な管理方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 資格講習業務に関する帳簿の作成及び備え付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関する事。 (法第41条の34において読み替えて準用する法第41条の13及び機関則第108条第2項)
 2. 帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関する事。
 3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関する事。
 4. 資格講習業務に関する電磁的記録について保管及び廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関する事。

機関則第104条第12号 財務諸表等の備え付け及び閲覧等の方法に関する事項

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、適正な業務実施状況であることを証明するために、登録機関には、財務諸表等の備え付けの具体的な方法及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対する具体的な対応方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備え置きに関すること。(法第41条の34において読み替えて準用する法第41条の7第1項)
 2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法に関すること。(法第41条の34において読み替えて準用する法第41条の7第2項及び機関則第106条)

機関則第104条第13号 その他資格講習業務の実施に関し必要な事項

- 本号は、機関則第104条第1号から第12号までに掲げる記載事項に加えて、資格講習業務が公正かつ適正に行われることを明らかにする観点から、記載すべきことがあれば、登録機関の実態に応じて記載することを求めている。
- したがって、本号については、登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて資格講習業務の実施に関する必要な事項が明記されていること。

第8章 定期講習業務規程関係

各号共通事項

- 定期講習業務規程に、定期講習の公正な実施上不相当と認められる内容が含まれていないこと。
- 機関則第116条に規定した定期講習業務規程の記載事項について、具体的な手順又は方法を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が定期講習業務規程に明記されていること。

機関則第116条第1号 定期講習業務を行う時間及び休日に関する事項

- 本号では、定期講習業務の実施状態を明らかにするため、登録定期講習機関（以下この章において「登録機関」という。）が定期講習を受けようとする者に対して定期講習業務を行う時間及び休日等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期講習業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。
 2. 休日に関すること。
 3. 上記に関わらず、所定の業務時間帯以外又は休日に定期講習業務を行う場合に関すること。

機関則第116条第2号 定期講習業務を行う場所及び定期講習の実施場所に関する事項

- 本号では、定期講習業務の実施状態を明らかにするため、登録機関が定期講習を受けようとする者に対して定期講習業務を行う場所等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期講習業務を行う事業所の所在地に関すること。（法第41条の40において読み替えて準用する法第41条第2項第4号）
 2. 定期講習の実施場所に関すること。

機関則第 1 1 6 条第 3 号 定期講習業務の実施方法に関する事項

- 本号では、定期講習業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、定期講習の実施方針、定期講習業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期講習の実施方針に関すること。
 - (1) 定期講習の目的に関すること。(法第 3 6 条の 2 第 1 項)
 - (2) 法に定める定期講習の実施細目に従い、公正に定期講習を行うこと。(法第 4 1 条の 3 7)
 2. 講師、定期講習業務に携わる役員又は職員の職務及び責任範囲並びに定期講習業務を行う組織に関すること。
 3. 定期講習の実施回数に関すること。(法第 3 6 条の 2 第 3 項及び規則第 3 2 条第 3 項)
 4. 定期講習の種類ごとの課目に関すること。(法第 3 6 条の 2 第 2 項並びに規則第 3 2 条第 4 項及び規則別表第 4)
 5. 定期講習の種類ごとの定期講習の課目及び課目に応じた時間数に関すること。(法第 3 6 条の 2 第 3 項、規則第 3 2 条第 5 項及び講習時間数告示第 4 条)
 6. 機関則第 1 1 3 条第 1 項の規定に基づき、原子力規制委員会に定期講習結果報告書を提出すること。

機関則第 1 1 6 条第 4 号 定期講習業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

- 本号では、定期講習業務の信頼性を確保するため、継続的に定期講習業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期講習業務の品質管理の基本方針に関すること。
 2. 定期講習業務の改善に関すること。
 - (1) 定期講習業務の改善を行う者の職務及び組織に関すること。
 - (2) 定期講習業務の改善の実施に関すること。
 - (3) 定期講習業務の改善の記録に関すること。
 3. 定期講習業務上必要な知識の習得及び力量の維持向上に関すること。
 4. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関すること。

機関則第116条第5号 定期講習の受講の申込みに関する事項

- 本号では、定期講習業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、定期講習を受けようとする者による定期講習の申込みに関する具体的な手続を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期講習を受けようとする者が登録定期講習機関に提出する定期講習の受講に係る申込書及び添付書類に関すること。
 2. 受講申込者への受講票の送付（再送付を含む。）に関すること。
 3. 受講申込者の定員に関すること。

機関則第116条第6号 定期講習の受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 本号では、定期講習の公正性を確保するため、定期講習を受けようとする者が納付する受講手数料の額及び具体的な支払方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 受講手数料の額に関すること。
 2. 受講手数料の額の設定根拠（算出根拠）に関すること。
 3. 公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、受講手数料の額を設定すること。
 4. 受講手数料の収納の方法に関すること。
 - (1) 受講手数料の請求及び受領の方法に関すること。
 - (2) 受講手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関すること。

機関則第116条第7号 定期講習に用いる教材に関する事項

- 本号では、定期講習に用いる教材の作成等が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、継続的に教材を見直す体制及び方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期講習に用いる教材の作成に関すること。

2. 定期講習に用いる教材の定期的な見直しに関する事。
 - (1) 教材の見直しを行う者の職務及び組織に関する事。
 - (2) 教材の見直しの具体的な方法に関する事。
 - (3) 教材の見直しの記録に関する事。

機関則第116条第8号 定期講習の修了証の交付に関する事項

- 本号では、定期講習の修了証の交付が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、修了証の交付に関する具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 定期講習の修了の要件に関する事。
 2. 修了証の交付の内容及びその方法に関する事。
 3. 修了証の再交付の内容及びその方法（講習を修了した者であることの確認の方法及び再交付に係る手数料を含む。）に関する事。

機関則第116条第9号 講師の選任及び解任に関する事項

- 本号では、定期講習業務が公正かつ適正に実施されることを明らかにするため、講師の選任及び解任の手順並びに基準に関し具体的な事項を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 講師の選任及び解任の手順に関する事。
 2. 講師の選任及び解任の基準に関する事。

機関則第116条第10号 定期講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 登録機関には、法に基づき、定期講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。帳簿及び書類には定期講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、これらを確実に管理するため、具体的な管理方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。

1. 定期講習業務に関する帳簿の作成及び備え付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関する事。 (法第41条の40において読み替えて準用する法第41条の13及び機関則第119条第2項)
2. 帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関する事。
3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理の具体的な方法に関する事。
4. 定期講習業務に関する電磁的記録について保管及び廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関する事。

機関則第116条第11号 財務諸表等の備え付け及び閲覧等の方法に関する事項

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、適正な業務実施状況であることを証明するために、登録機関には、財務諸表等の備え付けの具体的な方法及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対する具体的な対応方法を記載することを求めている。
- したがって、本号については、以下の事項が明記されていること。
 1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備え置きに関する事が明記されている事。(法第41条の40において読み替えて準用する法第41条の7第1項)
 2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法が明記されている事。(法第41条の40において読み替えて準用する法第41条の7第2項及び機関則第118条)

機関則第116条第12号 その他定期講習業務の実施に関し必要な事項

- 本号は、機関則第116条第1号から第11号までに掲げる記載事項に加えて、定期講習業務が公正かつ適正に行われることを明らかにする観点から、記載すべきことがあれば、登録機関の実態に応じて記載することを求めている。
- したがって、本号については、登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて、定期講習業務の実施に関する必要な事項が明記されている事。